

改正

平成6年4月1日
平成7年4月1日
平成8年4月1日
平成9年4月1日
平成10年4月1日
平成11年4月1日
平成13年4月1日
平成14年10月1日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成23年4月1日
平成24年4月1日
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成28年4月1日
平成29年4月1日
平成30年4月1日
平成31年4月1日
令和3年4月1日
令和4年4月1日
令和5年4月1日

奈良大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は、奈良大学学則第3条の3により、奈良大学（以下「本学」という。）に設置する大学院について必要な事項を定める。

第2条 本学大学院は、本学の目的使命にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き有為の人材を育成することを目的とする。

(課程及び修業年限)

第3条 本学大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 修士課程の修業年限は、2年とする。

5 博士課程の修業年限は5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り扱う。

(研究科及び専攻)

第4条 本学大学院に文学研究科及び社会科学研究科を置き、各研究科に次の専攻を置く。

文学研究科 国文学専攻 文化財史料学専攻 地理学専攻。ただし、国文学専攻及び地理学専攻は修士課程とする。

社会学研究科 社会学専攻。ただし、修士課程とする。

(教育研究上の目的)

第4条の2 研究科、各専攻の教育研究上の目的を、次のとおり定める。

研究科名	専攻名	教育研究上の目的
文学	国文学	日本語をめぐる諸現象を、古典文学・近現代文学・国語学の分野から実証的、分析的に研究する。日本語や日本文学に関する広範囲な知識を習得するとともに、文献やデータを的確に読み取り、論述する深い思考力をもった専門家、及び、アジアや世界の観点から日本文化を見つめることのできる多様性をもった人材を育成する。また、言葉に関係の深い専門分野である教諭専修免許状（中学・高校の国語科）、司書資格、学校図書館司書教諭資格等を取得できる人材の育成を目的とする。
	文化財史料学	文献史学、考古学、美術工芸史学、保存修復学の4分野からなる。いずれの分野も学際的見地に立ち、社会・文化・芸術などの問題を、物的資料と文字資料の両面から検討することにより、幅広くかつ専門的に教育と研究を行うことを目的とする。後期課程においては、より高度な専門的知識と能力をもつ専門職業人の養成を目的とする。
	地理学	地表をめぐる諸現象を、自然地理学、人文地理学、地誌学、GISの各分野の立場で科学的に研究し、広範な知識、高度な専門性を生かして地理的諸問題に対処し得る自立的な能力を錬成すると共に、地理学に関係の深い専門分野であるGISの専門資格、中学校（社会）・高等学校（地理歴史）教諭専修免許状等を取得できる人材の育成を目的とする。
社会学	社会学	「社会的存在」としての人間に関わる諸問題を深く捉えるための専門的知識と実践的技能の基礎を身につけた研究者、及び高度な専門職業人の養成を目的としている。さまざまな社会の課題に関係した調査を実施し、その分析・考察を通じて、よりよい社会を構想する専門家や、人間の心の苦悩や問題、病理に関する臨床心理学的な知識と援助技法を備えた専門家の育成に努める。

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	国文学専攻	5人	10人		
	文化財史料学専攻	10人	20人	2人	6人
	地理学専攻	5人	10人		
社会学研究科	社会学専攻	10人	20人		

第2章 教育方法等

(教育方法等)

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 各研究科の課程別、専攻別の授業科目及び単位数並びに履修方法は、別表1のとおりとする。

3 学生は、修士課程又は博士前期課程においては、それぞれの専攻の授業科目について、32単位以上修得し、博士後期課程においては、専攻の授業科目について、12単位以上を修得しなければならない。

4 履修に関する取扱いの細則は、別に定める。

第7条 本学大学院においては、当該研究科委員会において教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学院において必要な授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院において履修したものと

みなすことができる。

3 前項の規定は、第22条の規定による留学の場合にも準用する。

第7条の2 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後において、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

第7条の3 第7条第2項及び第7条の2により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第8条 本学大学院において教育職員免許法に定める中学校並びに高等学校の専修免許状を取得しようとする者は、中学校教諭又は高等学校教諭一種免許状の基礎を有し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項で取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

専攻名	免許状の種類	教科名
国文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語
文化財史料学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
地理学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史

（臨床心理士資格試験・公認心理師試験 受験資格の取得）

第8条の2 臨床心理士資格試験の受験資格を取得しようとする者は、社会学専攻臨床心理学コースにおいて臨床心理士資格認定協会所定の授業科目及び単位数を、公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者は、社会学専攻臨床心理学コースにおいて公認心理師法施行規則で定められた授業科目を修得しなければならない。授業科目は、別表1のとおりとし、履修方法について別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

（試験及び評価）

第9条 履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する。

2 各授業科目の試験の成績の評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

3 合格した授業科目には、所定の単位を与える。

（学位論文の提出等）

第10条 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。

（学位論文の審査等）

第11条 学位論文の審査及び最終試験の可否は、当該研究科委員会が審査委員会を設け、その報告に基づいて審議し、学長が決定する。

（用語の意義）

第11条の2 この学則において「審議」とは、議論・検討することをいい、決定権を含まないものとする。

（修了要件）

第12条 修士課程又は博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合に限り、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究

指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、修士課程又は博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 3 博士課程の修了要件は、本学大学院に5年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合に限り、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、優れた業績により修士課程又は博士前期課程を在学1年で修了した者の在学期間に関しては、修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合に限り、博士課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（用語の意義）

第12条の2 この学則において「当該研究科委員会の議を経て」とは、当該研究科委員会における審議を経ることをいい、当該研究科委員会による決定を含まないものとする。

（学位の授与）

第13条 第12条により修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 2 本学大学院の博士課程を修了することなく博士の学位を得ようとする者が、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた場合には、博士の学位を授与する。
- 3 学位及びその授与に関しては、本条のほか、奈良大学学位規程の定めるところによる。

第14条 授与する学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- （1） 文学研究科 修士（文学）
 博士（文学）

- （2） 社会学研究科 修士（社会学）

第4章 入学・休学・退学・留学・転学・再入学・転入学・復学・除籍及び復籍

（入学資格等）

第15条 本学大学院修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- （1） 大学を卒業した者
- （2） 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- （3） 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- （4） 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- （5） 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （6） 文部科学大臣の指定した者
- （7） 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- （1） 修士の学位を有する者
- （2） 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- （3） 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- （4） 文部科学大臣の指定した者
- （5） 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第16条 本学大学院の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第17条 本学大学院の入学志願者に対しては、学力試験、面接及び健康診断を行い、所定の調査書等

を総合して、入学を許可する者を決定する。

(在学年限)

第18条 本学大学院の在学年限は、修士課程又は博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年とし、この年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(入学の時期等)

第19条 入学の時期、手続き、許可及び許可の取消しについては、本学学則の規定を準用する。

(休学)

第20条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが不相当と認められる者に対して、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

4 休学期間は、2年を超えることができない。

5 休学した期間は、在学年数には算入しない。

(退学)

第21条 本学大学院を退学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第22条 本学大学院の学生が、外国の大学院に留学を志望する場合は、学長の許可を得て授業科目を履修することができる。

2 前項の授業科目を履修した期間は、第18条に規定する在学年限に含まれるものとする。

(転学)

第23条 他の大学の大学院へ入学又は転学を志望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第24条 本学大学院を修了し、又は退学した者で本学大学院に再び入学を志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

(転入学)

第25条 本学大学院は、他の大学院に在学する者で、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科委員会の議を経て、学長が行うものとする。

(復学)

第26条 休学の理由がなく復学を希望するものについては、本学学則の規定を準用する。

(除籍)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とすることができる。

(1) 在学期間が、第18条に規定する在学年限を超えた者

(2) 休学期間が、第20条第4項に規定する期間を超えた者

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者

(復籍)

第27条の2 学費の滞納により除籍された者の復籍については、除籍後1年以内の者で当該研究科委員会の議を経て、学長が承認した者とする。

第5章 検定料、入学金及び授業料その他の学費

(入学検定料の納付)

第28条 入学を志願する者は、願書提出と同時に入学検定料3万5千円を納付しなければならない。

2 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学を志願する者については、入学検定料を徴収しない。

(入学金の納付)

第29条 入学にあたっては、所定の期日までに入学金を納付しなければならない。

2 入学金の額は、本学卒業者にあっては150,000円、その他の者にあっては300,000円とする。

3 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学する者については、入学金を徴収しない。

(学費の納付)

第30条 学生は、授業料その他の学費を所定の期日までに納付しなければならない。その額及び期日は別表2のとおりとする。

2 前項のほか教育に必要な費用を徴収することがある。これらの納入方法は別に定めるところによる。

(納入金の返還、学費の延納及び休学中の学費)

第31条 納入金の返還、学費の延納及び休学中の学費等については、本学学則の規定に準ずるものとする。

第6章 聴講生、委託生及び外国人学生

(聴講生)

第32条 研究科の授業科目中、1科目又は数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学生の修業を妨げない限り、当該研究科委員会で選考の上、学長が聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第33条 他大学院学生で、特定の授業科目について聴講を希望するものがあるときは、大学院相互の協議の上、特別聴講生として許可することがある。

2 特別聴講生には、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合、単位を与える。

(科目等履修生)

第33条の2 一般社会人等で、本学大学院のいずれか又は複数の授業科目についてこれを履修し、単位の修得を希望する者があるときは、当該研究科委員会で選考の上、学長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合は単位を与える。

(研究生)

第34条 研究科において特定事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(委託生)

第35条 公共団体又はその他の機関から、本学大学院の特定科目について修学を委託されたときは、当該研究科委員会で選考の上、学長が委託生として許可することがある。

(外国人留学生)

第36条 外国人で本学大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(細則)

第37条 本章の運用にあたっては、別に規程を定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第38条 人物及び学業優秀で、他の学生の模範となる者は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第39条 本学の学生で、本学が定める学則、その他諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行った者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

第8章 学年、学期及び休業日

(学年等)

第40条 学年、学期及び休業日については、本学学則を準用する。

第9章 職員組織

(職員組織)

第41条 本学大学院は、学長がこれを総括し、その職務は大学院各研究科長がこれに当たる。

第42条 本学大学院の授業を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教授をもって充てる。ただし、必要あるときは本学の准教授又は講師をもってこれに充てることができる。

第42条の2 本学大学院の研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教授をもって充てる。ただし、必要あるときは担当分野について本学教授と同等の研究指導上の能力を有する者をもってこれに充てることができる。

第43条 本学大学院の事務の処理は、本学事務局がこれを担当する。

第10章 運営組織

(研究科委員会)

第44条 本学大学院の各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、関係学部長、各研究科長及び各研究科担当の教授をもって組織する。ただし研究科委員会が必要と認めるときは、研究科担当の准教授及び講師を加えることができる。

第45条 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、教育研究に関する重要な事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科長)

第46条 各研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

3 研究科長は、研究科委員会の定めた方針に基づいて研究科の運営に当たる。

(大学院委員会)

第47条 本学大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 各研究科長

(3) 各学部長

(4) 各専攻から選出された各1人の教授

第48条 大学院委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 大学院委員会は、教育研究に関する重要な事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教育内容等の改善研修委員会)

第48条の2 本学大学院に、授業内容及び研究指導の改善を図る組織として委員会を置き、その名称をFD委員会とする。

第49条 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

第50条 研究科委員会、大学院委員会及びFD委員会に関する規程は、別に定める。

第11章 研究施設

(研究施設)

第51条 本学大学院生は、研究達成のため、本学の施設設備を利用することができる。

2 本学大学院に、院生研究室その他の研究施設を設ける。

第12章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第52条 大学院生は、本学の厚生施設を利用することができる。

第13章 その他

(その他)

第53条 本学大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は本学学則を準用する。

附 則

この大学院学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この大学院学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この大学院学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

1 この大学院学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の学費は、平成9年度分の学費から適用する。

附 則（平成9年4月1日）

この大学院学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の在學生については、従前の例による。

附 則（平成10年4月1日）

この大学院学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の在學生については、従前の例による。

附 則（平成11年4月1日）

この大学院学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この大学院学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月1日）

この大学院学則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の在學生については、従前の例による。

附 則（平成17年4月1日）

この大学院学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の在學生については、従前の例による。

附 則（平成18年4月1日）

この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の在學生については、従前の例による。

附 則（平成19年4月1日）

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の在學生にかかる別表1の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日）

この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この大学院学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の在學生にかかる別表1の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日）

この大学院学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の在學生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日）

この大学院学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の在學生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日）

この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の在學生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日）

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の在學生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日）

この大学院学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の在學生については、従前の例による。

附 則（平成31年4月1日）

この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の在學生にかかる別表1の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日）

この大学院学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この大学院学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

1 この大学院学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年度の社会学研究科社会学専攻の学生収容定員については、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	社会学研究科
5	社会学専攻
	15人

別表1（第6条関係）

（1）文学研究科 国文学専攻 修士課程

授業科目	単位数
日本語文化論	2
広域言語文化論	2
表象文化論	2
上代文学演習Ⅰ	2
上代文学演習Ⅱ	2
上代文学演習Ⅲ	2
上代文学演習Ⅳ	2
中古文学演習Ⅰ	2
中古文学演習Ⅱ	2
中古文学演習Ⅲ	2
中古文学演習Ⅳ	2
中世文学演習Ⅰ	2
中世文学演習Ⅱ	2
中世文学演習Ⅲ	2
中世文学演習Ⅳ	2
近世文学演習Ⅰ	2
近世文学演習Ⅱ	2
近世文学演習Ⅲ	2
近世文学演習Ⅳ	2

近代文学演習Ⅰ	2
近代文学演習Ⅱ	2
近代文学演習Ⅲ	2
近代文学演習Ⅳ	2
現代文学演習Ⅰ	2
現代文学演習Ⅱ	2
現代文学演習Ⅲ	2
現代文学演習Ⅳ	2
古典語国語学演習Ⅰ	2
古典語国語学演習Ⅱ	2
古典語国語学演習Ⅲ	2
古典語国語学演習Ⅳ	2
現代語国語学演習Ⅰ	2
現代語国語学演習Ⅱ	2
現代語国語学演習Ⅲ	2
現代語国語学演習Ⅳ	2
古典散文特殊講義（基礎）	2
古典散文特殊講義（応用）	2
古典韻文特殊講義（基礎）	2
古典韻文特殊講義（応用）	2
近代文学論特殊講義（基礎）	2
近代文学論特殊講義（応用）	2
言語論特殊講義（基礎）	2
言語論特殊講義（応用）	2
上代文学特論	2
中古文学特論	2
中世文学特論	2
近世文学特論	2
書物特論	2
メディア文化特論	2
比較交流特論	2
和歌歌謡特論	2
近代小説特論	2
近代詩歌特論	2
現代文学特論	2
古典日本語特論	2
現代日本語特論	2
国文学特論	2
国語学特論	2

- 1 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 2 授業科目中、『日本言語文化論』『広域言語文化論』『表象文化論』から2科目4単位を選択履修するものとする。
- 3 研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（4科目 8単位）を必ず履修すること。
- 4 特殊講義は、4科目8単位を選択履修するものとする。
- 5 残りの6科目12単位は、指導教員以外の演習（事前に担当教員の了解を得ること。）、第2項で選択した以外の科目及び特殊講義、特論から選択履修できる。特殊講義については、担当者の

変更があれば重複履修を認める。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。（2科目4単位まで）

（2）文学研究科 文化財史料学専攻 博士前期課程

授業科目	単位数
文献史学（日本史）演習Ⅰ	2
文献史学（日本史）演習Ⅱ	2
文献史学（日本史）演習Ⅲ	2
文献史学（日本史）演習Ⅳ	2
文献史学（外国史）演習Ⅰ	2
文献史学（外国史）演習Ⅱ	2
文献史学（外国史）演習Ⅲ	2
文献史学（外国史）演習Ⅳ	2
考古学演習Ⅰ	2
考古学演習Ⅱ	2
考古学演習Ⅲ	2
考古学演習Ⅳ	2
美術工芸史学演習Ⅰ	2
美術工芸史学演習Ⅱ	2
美術工芸史学演習Ⅲ	2
美術工芸史学演習Ⅳ	2
保存修復学演習Ⅰ	2
保存修復学演習Ⅱ	2
保存修復学演習Ⅲ	2
保存修復学演習Ⅳ	2
文献史学（日本史）特殊講義A	2
文献史学（日本史）特殊講義B	2
文献史学（日本史）特殊講義C	2
文献史学（外国史）特殊講義	2
考古学特殊講義A	2
考古学特殊講義B	2
考古学特殊講義C	2
美術工芸史学特殊講義	2
保存修復学特殊講義	2
情報処理特殊講義	2
文化財史料学特殊講義	2
文化財修復実習	2
文献史学特論	2
考古学特論	2
美術工芸史学特論	2
保存修復学特論	2

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（4科目8単位）を必ず履修すること。
- 特殊講義は、8科目16単位を選択履修するものとする。
- 残りの4科目8単位は、指導教員以外の演習（事前に担当教員の了解を得ること。）、及び特殊講義、特論から選択履修できる。特殊講義については、担当者の変更があれば重複履修を認める。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。（2科目4単位まで）

（3）文学研究科 文化財史料学専攻 博士後期課程

授業科目	単位数
日本史特殊研究Ⅰ	2
日本史特殊研究Ⅱ	2
日本史特殊研究Ⅲ	2
日本史特殊研究Ⅳ	2
日本史特殊研究Ⅴ	2
日本史特殊研究Ⅵ	2
美術工芸史特殊研究Ⅰ	2
美術工芸史特殊研究Ⅱ	2
美術工芸史特殊研究Ⅲ	2
美術工芸史特殊研究Ⅳ	2
考古学特殊研究Ⅰ	2
考古学特殊研究Ⅱ	2
考古学特殊研究Ⅲ	2
考古学特殊研究Ⅳ	2
保存修復学特殊研究Ⅰ	2
保存修復学特殊研究Ⅱ	2
史料学特殊研究Ⅰ	2
史料学特殊研究Ⅱ	2
国際史料学特殊研究Ⅰ	2
国際史料学特殊研究Ⅱ	2
国際史料学特殊研究Ⅲ	2
国際史料学特殊研究Ⅳ	2

1 履修すべき単位数は、12単位以上とする。

2 研究指導は、指導教員による特殊研究などにおいて行う。したがって、前項12単位中には、原則として指導教員が担当する科目を複数年にわたって履修した単位を含むものとする。

(4) 文学研究科 地理学専攻 修士課程

	授業科目	単位数
自然 地理 学 分 野	自然地理学演習Ⅰ	2
	自然地理学演習Ⅱ	2
	自然地理学演習Ⅲ	2
	自然地理学演習Ⅳ	2
	自然地理学（地形）特殊講義	2
	自然地理学（気候）特殊講義	2
	自然地理学（環境）特殊講義	2
人文 地理 学 分 野	人文地理学演習Ⅰ	2
	人文地理学演習Ⅱ	2
	人文地理学演習Ⅲ	2
	人文地理学演習Ⅳ	2
	人文地理学（農村）特殊講義	2
	人文地理学（歴史）特殊講義	2
	人文地理学（文化）特殊講義	2
	人文地理学（都市）特殊講義	2
地誌 学 分 野	地域・地誌学演習Ⅰ	2
	地域・地誌学演習Ⅱ	2
	地域・地誌学演習Ⅲ	2
	地域・地誌学演習Ⅳ	2

共通	地域・地誌学（日本）特殊講義	2
	地域・地誌学（先進地域）特殊講義	2
	地域・地誌学（発展途上地域）特殊講義	2
	地理情報学特殊講義	2
	自然地理学特論	2
	人文地理学特論	2
	地域・地誌学特論	2
	国内巡検計画法Ⅰ	1
	国内巡検計画法Ⅱ	1
	外国巡検計画法Ⅰ	1
	外国巡検計画法Ⅱ	1

1 履修すべき単位数は、32単位以上とする。

2 研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（4科目8単位）を必ず履修すること。

3 特殊講義は、「自然地理学分野」「人文地理学分野」「地誌学分野」の各分野からそれぞれ2科目ずつ、合計6科目12単位を選択履修するものとする。

4 残りの12単位は、指導教員以外の演習（事前に担当教員の了解を得ること。）、及び特殊講義、共通から選択履修できる。特殊講義については、担当者の変更があれば重複履修を認める。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。（2科目4単位まで）

（5）社会学研究科 社会学専攻 修士課程

社会文化研究コース	
授業科目	単位数
社会文化研究演習Ⅰ	2
社会文化研究演習Ⅱ	2
社会文化研究演習Ⅲ	2
社会文化研究演習Ⅳ	2
社会学特論Ⅰ	2
社会学特論Ⅱ	2
文化人類学特論Ⅰ	2
文化人類学特論Ⅱ	2
社会心理学特論Ⅰ	2
社会心理学特論Ⅱ	2
応用社会学特論Ⅰ	2
応用社会学特論Ⅱ	2
応用人類学特論Ⅰ	2
応用人類学特論Ⅱ	2
応用社会心理学特論Ⅰ	2
応用社会心理学特論Ⅱ	2
情報学特論Ⅰ	2
情報学特論Ⅱ	2
経済学特論Ⅰ	2
経済学特論Ⅱ	2
経営学特論Ⅰ	2
経営学特論Ⅱ	2
社会調査法特論	2
多変量解析法特論	2
質的調査法特論	2

統計解析法特論	2
---------	---

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 演習科目及び特論科目の履修方法は、別に定める。
研究指導は、指導教員が担当する演習において行う。

臨床心理学コース	
授業科目	単位数
臨床心理学演習Ⅰ	2
臨床心理学演習Ⅱ	2
臨床心理学演習Ⅲ	2
臨床心理学演習Ⅳ	2
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
臨床心理査定演習Ⅱ	2
臨床心理基礎実習	2
臨床心理実習	2
臨床心理学特論Ⅰ	2
臨床心理学特論Ⅱ	2
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
臨床心理面接特論Ⅱ	2
臨床心理学研究法特論	2
心理統計法特論	2
発達心理学特論	2
教育心理学特論	2
社会心理学特論	2
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
心身医学特論	2
投映法特論	2
心理療法特論	2
心理実践実習Ⅰ	2
心理実践実習Ⅱ	8
学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
グループ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
産業・組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
心理教育特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 演習科目、実習科目及び特論科目の履修方法は、別に定める。
研究指導は、指導教員が担当する臨床心理学演習において行う。

別表2（第30条関係）

（1） 文学研究科 国文学専攻 修士課程

学費				納入時期
区分	授業料	施設設備費	計	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、10月31日までに後期分 2 在学者は4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
前期	240,000円	107,000円	347,000円	
後期	240,000円	107,000円	347,000円	

（2） 文学研究科 文化財史料学専攻 博士前期課程・博士後期課程

学費					納入時期
区分	授業料	施設設備費	実験実習費	計	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、10月31日までに後期分 2 在学者は4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
前期	240,000円	107,000円	30,000円	377,000円	
後期	240,000円	107,000円	—	347,000円	

博士後期課程において、3年を超えて在学し、且つ所定の単位を修得した者で、博士の学位論文の審査及び最終試験のみを残す者の学費については、以下のとおりとする。

学費					納入時期
区分	授業料	施設設備費	実験実習費	計	4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
前期	55,000円	—	—	55,000円	
後期	55,000円	—	—	55,000円	

(3) 文学研究科 地理学専攻 修士課程

学費					納入時期
区分	授業料	施設設備費	実験実習費	計	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、10月31日までに後期分 2 在学者は4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
前期	240,000円	107,000円	30,000円	377,000円	
後期	240,000円	107,000円	—	347,000円	

(4) 社会科学研究科 社会学専攻 修士課程

学費					納入時期
区分	授業料	施設設備費	実験実習費	計	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、10月31日までに後期分 2 在学者は4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
前期	240,000円	107,000円	30,000円	377,000円	
後期	240,000円	107,000円	—	347,000円	

2 修士課程（博士前期課程）においては2年を超えて、博士後期課程においては3年を超えて在学する者については、実験実習費を徴収しない。